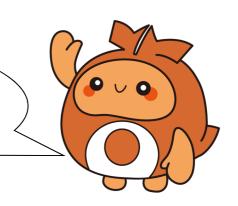
# 助成券利用の際の注意点!!!

利用券は1回の施術につき1枚利用できるたん!





1回の施術につき 1,000 円を助成す

るたん!

保険適用の治療には使えないたん!





再発行できないので紛失しないよう

気を付けるたん!

お問い合わせ

北谷町役場 保健衛生課 国民健康保険係 TEL936-1234 内線2413・2414

## 正しい使用例1

慢性的な腰痛で、2,000 円のマッサージ施術を受けた。 助成券 1 枚(1,000 円)を利用すると、自己負担額は1,000 円となります。

## 正しい使用例2

肩こりがひどく、2,000 円のはり灸施術を受けた。 助成券 1 枚(1,000 円)を利用すると、自己負担額は1,000 円となります。

## 正しい使用例3

慢性的なむくみがあり、2,000円20分の指圧の施術を受けた。 助成券1枚(1,000円)を利用すると、自己負担額は1,000円となります。

#### 以下のように使用することはできません。

# まちがった使用例1

転倒により足を痛めたため、保険証(1割負担)を使ってマッサージ施術を受けたところ、 200円の自己負担が発生したが、マッサージ券を使ったので無料となった。

保険証と助成券の併用はできないため、無料にはなりません!!!!

# まちがった使用例2

肩こりがひどく、2,000円のはり灸施術を受けた。 助成券を2枚使用し、無料となった。

助成券は1回につき1枚しか使用できないため、無料にはなりません!!!!

# まちがった使用例3

慢性的なむくみがあり、2,000円20分の指圧の施術を受けた。 助成券1枚を利用すると、支払いは2,000円のままで、施術所が10分延長してくれた。

助成券は 1,000 円の自己負担額補助です。時間の延長はできません!!!!